

# 秋田被害者 支援センターだより

第 5 号

平成17年9月1日

発行者 社団法人秋田被害者支援センター

理事長 佐藤 怜

電話 018-887-7605 FAX 018-887-7608

相談電話 018-832-8010

電話受付 午前10時～午後4時

(月曜日～金曜日 土日祝日、年末年始を除く)

## 社団法人秋田被害者支援センターの 「犯罪被害者等早期援助団体」への指定について

秋田県警察本部警務部首席参事官兼警務課長 高橋 三郎 氏

初秋の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃、皆様には、被害者支援活動に深いご理解とご協力を賜っておりますことに対し、心から御礼を申し上げます。

さて、社団法人秋田被害者支援センターは、平成13年4月、民間の被害者支援団体として設立し、平成15年8月に社団法人となり、電話相談や面接相談、カウンセリングや法廷への付き添いなどの直接的支援活動を行っております。

このような中、本年4月1日には、犯罪被害者等給付金の支給に関する法律の規定に基づく「犯罪被害者等早期援助団体」として、秋田県公安委員会から指定を受け、公的認証のもとで被害者の支援活動を行っているところであります。

社団法人秋田被害者支援センターが犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けたことにより

- 警察から被害者の同意のもとに、被害者情報を受けることができる
  - 情報提供により、被害直後の早い段階から被害者の身の回りの世話などの日常生活の支援、病院の手配と付き添い、物品の供与又は貸与等の直接的支援活動を行うことができる。
- など、被害者の多様なニーズに早期に応えることができるようになりました。

これまで、警察から4件の情報提供を受けており、直接的支援を受けられた被害者の方からは、支援員の活動に対して感謝の言葉が寄せられていることから、早期援助団体としての支援活動が真に被害者のためのものであると、深く認識しているところです。

また、本年7月からは、強姦、強制わいせつ致傷などの性犯罪被害者の経済的負担を軽減するため、医療費等を補助する「特別支援事業」を全国に先駆けて実施していますが、現在、2件の治療費等の補助を行っている聞いております。

今後、秋田被害者支援センターの被害者支援事業が充実し、広く県民の皆様から被害者支援事業に対する理解と協力が得られることを期待しております。

終わりに、社団法人秋田被害者支援センターが犯罪被害者等早期援助団体として、益々、ご発展されますことをご祈念申し上げ、ご挨拶といたします。



# 社団法人秋田被害者支援センターの活動内容

秋田県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受け、被害者の方への特別支援事業や犯罪被害者等給付金申請の補助、電話相談等の時間変更等のお知らせをします。

## 特別支援事業

### 性犯罪被害者に対する治療費等の補助

けがの治療費、性感染症の検査料、妊娠検査薬などを性犯罪被害者に補助するものです。平成15年8月11日以降に被害にあわれた方で、2年以内に治療費等の補助要請をした方が対象になります。

**対象者** 性犯罪の被害にあわれた方(強姦、強姦致傷、強制わいせつ致傷等)で被害時県内に在住していた方、又は県内で被害にあわれた方のうち警察に被害届けを出している方です。

**金額** 一人に対し5万円まで補助します。(病院等の領収書が必要です。)

## 電話相談

警察をはじめとする関係機関・団体等と連携を密にし、市民の立場に立った支援活動を行います。土日祝日年末年始を除く、月曜日から金曜日 午前10時～午後4時

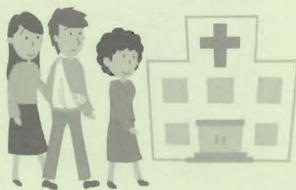


## 面接相談

必要に応じて専門家(弁護士、精神科医、産婦人科医、臨床心理士)が対応いたします。(要予約) 土日祝日年末年始を除く、月曜日～金曜日 午前10時～午後4時



**直接的支援** 直接支援員による病院、法廷への付き添いなどの直接的な支援を行います。



## 犯罪被害者等早期援助団体とは

当支援センターは、平成17年4月1日、秋田県公安委員会から、被害者支援を適正かつ確実に行うことができる営利を目的としない法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されました。

被害にあわれた直後の被害者や遺族の方々の多くは、事件・事故のショックにより混乱状態に陥り、その後の日常生活にも支障が出る場合があります。また、被害状況等を繰り返し説明することは精神的にも負担となります。

事件を取り扱った警察が支援を必要と判断した場合には、被害者や遺族の方々の同意を得て、当支援センターに連絡をいただけるようになりました。

その後、被害者や遺族の方々に連絡をとらせていただき必要な支援を開始します。

なお、当支援センターの役職員には、守秘義務がありますので、ご安心ください。

(犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律)

# 犯罪被害者支援の日キャンペーン

## 10月3日は、犯罪被害者支援の日

平成15年度より、被害者支援活動開始のきっかけとなった犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム開催の日を記念して、10月3日を「犯罪被害者支援の日」と決めました。全国的なキャンペーン活動に、当支援センターの加盟している全国被害者支援ネットワークの加盟団体は取り組んでおります。



### ◎ 秋田駅前街頭キャンペーン

場 所 秋田駅前東西通路ポポロード(東口側)

日 時 10月1日(土)

午前10時～午後2時

当支援センター、全国被害者支援ネットワークのリーフレットを配布し、被害者支援活動について紹介をします。

### ◎ フリーダイヤルの実施

電 話 0120-62-8010

期 間 平成17年10月3日(月)

～31日(月)(土曜日曜祝日を除く)

時 間 午前10時～午後4時

### ◎ 公開講座の開催 参加者募集!

#### <能代山本地域公開講座>

日 時 平成17年10月8日(土)

午後1時～午後4時

会 場 能代山本広域交流センター(能代市)

#### <由利本荘地域公開講座>

日 時 平成17年10月22日(土)

午後1時～午後4時

会 場 本荘市中央公民館(由利本荘市)

両会場において、当支援センターの活動や被害者支援について、専門家の講演を予定しています。

犯罪被害者支援活動をお一人でも多くの方にご理解をいただく機会として、各地域で開催しております。参加を希望される方は、当支援センター事務局(TEL 018-887-7605)へお問い合わせください。

### ☆ 街頭キャンペーン

昨年は、「犯罪被害者支援の日」キャンペーンとして、当支援センター関係者及びなまはげや学生、婦人のボランティアの方々と秋田駅前東西通路ポポロードで通行人の方々にリーフレットの配布をしました。また、街頭募金を行い71,939円の募金をいただきました。

### ☆ 公開講座の開催

平成16年12月18日(土)

男鹿市民文化会館を会場に実施。

平成16年12月19日(日)

大曲仙北広域市町村圏組合広域交流センターを会場に実施。



# 犯罪被害者特別講演会

## 演題 「さまざまな人の心」

### 講師 曾野 綾子氏 (作家)

日時 平成17年2月23日(水)午後1時～午後4時 会場 秋田県民会館



県民への被害者支援についての理解を深め、支援する輪が更に広がることに資するため、被害者支援への造詣と深い洞察力を有する作家・曾野綾子氏による特別講演会を秋田県警察本部と当支援センターの共催で開催した。参加者は、会員、賛助会員、ハガキ公募による県民、警察関係者等あいにくの天候にもかかわらず、開場の1時間も前から参加者が入り口に並び始め、開場時間を少し早めた。開演時間間際まで、会場周辺の道路は交通渋滞となった。県内全域から約1,600名参加した。



来賓として、警察庁犯罪被害者対策室長、全国被害者支援ネットワーク事務局長、秋田県警察本部警務部長、秋田県被害者支援連絡協議会長等にご出席いただいた。当日は、秋田県警察音楽隊による演奏、秋田県警察職員による募金の贈呈、そして、曾野綾子氏による講演を行った。

また、来場者全員に当センターの賛助会員募集の案内をしたところ、後日28個人1法人が当支援センターの新たな賛助会員に登録していた。

特別講演会開催に際し、警察関係者・当支援センター関係者、学生ボランティアや関係団体、手話通訳や看護師の専門家等の合計132名にご協力をいただき、盛会裡に終えることができた。

☆曾野綾子先生をお迎えして

前日から天気予報は暴風雪注意報が出ていたが、当日はやはり最悪の天気であった。

まず脳裏をかすめたのは、飛行機が羽田から飛んでくれるだろうかということだった。もし先生が見えなければどうなるだろう。気がかりながらそれでも当日の自分に与えられた役目についた。幸い40分遅れで飛行機が着いた。そのことを知らされたときの安堵の念といったらなかった。



先生の日程は「分」刻みであった。「今駅前の〇〇で食事を取られております。」「何時には会場に着くと思います。」警察の方から連絡が入る。やがて先生は元気なお姿で見えられた。ゆっくりお茶を味わう時間もなかったようだ。舞台裏では、もしもの時のためにステージに椅子を用意していた。しかし颯爽と現れた先生はすかさず椅子に気づき、不要よと言われた。歯切れのよい実に若々しいお声であった。お話は日本財団で出かけられた際の貧しい国々の人



達についてであった。目に耳に残るお話をいろいろしてくれた後、最後はクリスチャンらしく無償の愛という言葉で締めくくられた。予定よりも長いお話で私たちがやきもきさせたが、会場の熱心さがそうさせたのではないかと自分勝手に思ったことである。

## 直接的支援セミナーに参加して ～報告～

佐々木 桂子

被害者支援員になり3年、秋田も早期援助団体を目指しており、セミナーに参加できたことは、とても意味深いものとなりました。

殺人事件に遭遇した被害者の体験を傾聴しましたが、その悲惨な状況また事件後心理的反応、身体的反応、感覚的反応が表れ被害者にとっては大変に辛い日々であり聴いていて心が痛みました。

事件後の早い時期に被害者に対して適正かつ確実に直接的支援を行うことがいかに大事であるか、貴重な提言だと受けとめました。

12月に犯罪被害者等基本法が国会を通り、少し明るい兆しが見えてきたように思いますが、日本は被害者の人権がおざなりにされており、イギリス、アメリカと比べて、かなり立ち後れております。

全国被害者支援ネットワークの山上先生がネットワークの活動についてもふれられ新たな仲間が生まれ、被害者支援に関わる人の環を大切にしたいと願っておられ、また被害者がいつでもどこでも同じサービスを受けられる社会を目指しており先生の熱意が伝わりました。

4日間のセミナーでしたが被害者の心の傷の回復には周囲の人々の理解と共感、支持がとても大切であることを実感しました。

板橋 京子

被害者に対して、適正かつ確実に直接支援を行うことができるようになる事を願い、その中心となって活動する支援者に、研修の機会を与えられました。

被害者支援都民センターにおいて、11月15日～18日の4日間、直接的支援セミナーが開催され、北海道から沖縄まで23名、秋田からは2名が出席しました。

11月18日に国会の衆議院において、犯罪被害者等基本法が可決し、参議院を通れば全国被害者支援ネットワークの山上会長が、設立当初から願っていた事がやっと実現します。

研修は充実した内容で、各専門の先生からの講義が受けられ、実習の面では幅広い知識が出され、地域によって異なる条件の意見を各グループが研究、発表し4日間は短く感じる充実感がありました。

秋田の被害者支援は、今早期支援に向けて進んでいます。被害者が、自らの生活を取り戻すための支援であって、被害者が必要とすることをこころして、これからの支援活動をしていきたいと思っております。

### ボランティア支援員養成講座

犯罪被害者支援活動をしているのは、当支援センターの所定の研修を受講し支援員と認められたボランティア支援員が犯罪被害者に対して、電話相談や裁判所への付添、病院への付添、警察への付添等の直接的支援活動を行います。その支援員を目指して、4期生の方々が実務研修中です。当支援センターでは、毎年ボランティア支援員養成講座を開講しております。

### 4期生 だだ今実務研修中！



## 平成 16 年度事業報告

事業名	項目	内容
1 被害者支援事業	1 直接的支援活動の推進	直接的支援件数 5件 法廷付添 4回 情報提供 23回 面接 3回 支援員延べ 14名が、直接支援を実施した。
	2 電話相談活動の推進	専用電話 018-832-8010 火曜日～木曜日 午前 10 時～午後 4 時 相談受件数 151 件 (相談 114 件 問い合わせ 37 件)
	3 面接、法律相談活動の推進	法律相談 8 回 カウンセリング 2 回
	4 自助グループの育成	「交通死亡事故被害者の会」として、8名の遺族が参加し活動を開始した。内閣府の「交通事故被害者支援事業パートナーシップ事業」における(自助グループ立ち上げ支援)事業の対象に選定された。 (自助グループ) 交通死亡事故被害者の会 開催日 毎月第 4 日曜日 午後 1 時 30 分～3 時 30 分 講演会、コンサートを含む 14 回開催
2 研修事業	1 支援員研修	定期的支援員研修の開催 毎月第 4 水曜日 全国研修 県内研修
	2 新規支援員の育成	ボランティア支援員 4 期生養成講座 平成 16 年 7 月にボランティア支援員を募集し、書類・面接等を経て 6 名が、ボランティア支援員養成講座の第 I・第 II 課程を修了した。

事業名	項目	内容
3 広報啓発事業	1 広報活動 1) 広報活動	広報誌発行 第 4 号 1,500部 リーフレットの印刷 センターリーフレット 5,000部 全国被害者支援ネットワーク統一ポスター及びリーフレットリーフレット 5,730部 ポスター 20部 ホームページ 平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月 <a href="http://www.avs.or.jp">http://www.avs.or.jp</a> アクセス件数 3,000件 フリーダイヤル 0120-62-8010 平成 16 年 9 月 28 日(火)～30 日(木) 相談件数 8 件 秋田駅前街頭キャンペーン 平成 16 年 10 月 3 日(日) センター関係者及び協力ボランティア 33 名が参加し、リーフレットの配布や募金活動を実施した。 公開講座(男鹿市 参加者 66 名・大曲市 参加者 34 名) 犯罪被害者支援特別講演会の開催 平成 17 年 2 月 23 日(木) 午後 1 時～4 時 演題 「さまざまな人の心」 講師 曾野綾子氏 会場 秋田県民会館 参加者 約 1,600 名
	2) 犯罪被害者支援の日 キャンペーン	
	3) フォーラムの開催	
	2 賛助会員の拡大	社会の広範な層に対する被害者支援意識の浸透に努め、新規会員の拡大を図った。
4 調査研究活動	1 全国被害者支援ネットワーク関連活動	警察、関係機関・団体との連携及び情報交換 全国被害者支援ネットワークの各種委員会への出席
	2 被害者実態に関する調査研究の実施	秋田県被害者支援連絡協議会及び各部会会議への出席
5 その他の事業	1 総会	平成 16 年 5 月 22 日(土)、 平成 17 年 3 月 12 日(土)
	2 理事会	理事会 3 回

## 貸借対照表

平成 17 年度 3 月 31 日現在

科 目	金 額	金 額
I 資産の部		
1 流動資産		
現金	9,931	
普通預金秋田銀行本店	1,435,168	
北都銀行本店	3,486,592	
郵便貯金振替口座	457,960	
流動資産合計		5,389,111
2 固定資産		
器具・備品	2,032,200	
建物(改修工事)	721,059	
固定資産合計		2,753,259
資産合計		8,142,370
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	796,357	
流動負債合計		796,357
負債合計		796,357
III 正味財産の部		
正味財産		7,346,013
(うち当期正味財産増減額差額)		(756,108)
負債及び正味財産合計		8,142,370

## 平成 17 年度事業計画

事業名	項目	内容
1 被害者支援事業	1 直接的支援活動の推進	被害者に対し、被害者支援員が面接、付添い及び支援に必要な関係機関の紹介などの活動を通じて被害者の負担の軽減と早期立直りに資する活動を推進する。また、物品の供与又は貸与、損害賠償請求の支援を行う。随時実施。 「特別支援事業」 性犯罪の被害者は身体的にも精神的にも極めて重い被害を受けているほか、性病検査費、妊娠検査薬費、事後避妊ビル費、治療費等の経済的負担を強いられることから、支援センターが被害者が負担している費用について一人5万円を限度に補助する。随時実施。 犯罪被害者等給付金の申請手続きの補助を行う。随時実施
	2 電話相談活動の推進	専用電話 018-832-8010 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 (土日曜日祝日、年末年始を除く)
	3 面接、法律相談活動の推進	弁護士、精神科医、臨床心理士を相談委員に委嘱し、専門的立場から相談に応じる。随時予約。
	4 自助グループの育成	被害者同士が集う自助グループにおいて、被害様態別により多くの被害者が集えるよう支援活動を推進する。 (自助グループ) 交通死亡事故被害者の会 開催日 毎月第4日曜日 午後1時30分～3時30分
2 研修事業	1 支援員研修	定期的支援員研修の開催 毎月第4水曜日 全国研修 県内研修
	2 新規支援員の育成	新規支援員の育成のための養成講座の開講(5期生) 4期生の養成

事業名	項目	内容
3 広報啓発事業	1 広報活動 1) 広報活動	広報誌年4回、ホームページの運用、リーフレットの作成 マスコミを通じた広報活動等
	2) 犯罪被害者支援の日キャンペーン	フリーダイアルの実施 0120-62-8010 平成17年10月3日(月)～31日(月) (土日祝日を除く) 秋田駅前街頭キャンペーンの実施 平成17年10月1日(土) 公開講座 能代市 平成17年10月8日(土) 由利本荘市 平成17年10月22日(土)
	3) フォーラムの開催	講師を招聘した講演会を開催し、被害者支援意識の高揚を図る。
2 賛助会員の拡大	2 賛助会員の拡大	社会の広範な層に対する被害者支援意識の浸透に努め、新規会員の拡大を図る。
	4 調査研究活動	1 全国被害者支援ネットワーク関連活動 全国被害者支援ネットワーク及び加盟団体との連携を深め、被害者実態に関する情報交換を行い、被害者実態に対応した施策を推進する。 2 被害者実態に関する調査研究の実施 警察、秋田県被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体との連携を深め、被害者実態に関する情報交換を行い、被害者実態に対応した施策を推進する。
5 その他の事業	1 総会	通常総会、臨時総会
	2 理事会	理事会

## 平成 17 年度予算書

平成17年4月1日から平成18年3月31日

### 収入の部

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
1 会費収入	(6,701,000)	(5,673,000)	(1,028,000)	
正会員費	90,000	90,000		@ 3,000 × 30名
賛助会員費	6,611,000	5,583,000	1,028,000	
2 負担金収入	(2,334,000)	(2,654,000)	(△ 320,000)	
県	2,054,000	2,054,000	0	
町村	280,000	600,000	△ 320,000	@ 10,000 × 28
3 寄付金収入	0	0	0	
4 補助金収入	5,000,000	0	5,000,000	日本財団
当期収入合計(A)	14,035,000	8,327,000	5,708,000	
前期繰越収支差額	1,000,000	3,793,793	△ 2,793,793	
収入合計(B)	15,035,000	12,120,793	2,914,207	

### 支出の部

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
1 事業費	(10,642,500)	(6,800,000)	(3,842,500)	
電話相談費	840,000	450,000	390,000	
面接相談費	270,000	240,000	30,000	
直接的支援費	4,000,000	636,000	3,364,000	
広報啓発費	1,010,500	1,127,000	△ 116,500	
自助組織支援費	250,000	200,000	50,000	
研修費	1,682,000	600,000	1,082,000	
総会開催費	100,000	114,000	△ 14,000	
賛助会員維持募集費	1,510,000	378,000	1,132,000	
犯罪被害者支援キャンペーン	300,000	800,000	△ 500,000	
フォーラム開催費	500,000	500,000	0	
関連機関連携事業費	150,000	0	150,000	
調査研究費	30,000	0	30,000	
事務所改築費	0	1,500,000	△ 1,500,000	
会報作成費	0	225,000	△ 225,000	
支援員用名刺・バッチ作成費	0	30,000	△ 30,000	
2 管理費	(4,392,500)			
事務局手当	2,040,000	2,016,000	24,000	
事務局活動費	200,000	180,000	20,000	
通信費	376,000	150,000	226,000	
光熱水費	700,000	938,000	△ 238,000	
資料等印刷費	300,000	300,000	0	
駐車場費	130,000	246,000	△ 116,000	
租税公課	80,000	80,000	0	
什器備品費	260,000	300,000	△ 40,000	
会議費	120,000	0	120,000	
雑費	4,500	0	4,500	
ボランティア保険	0	25,000	△ 25,000	
全国ネットワーク会費	0	100,000	△ 100,000	
予備費	182,000	985,793	△ 803,793	
当期支出合計(C)	15,035,000	12,120,793	2,869,207	
当期収支差額(A)-(C)	1,000,000	△ 3,793,793	2,793,793	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	0	0	

**ご寄付ありがとうございます。**  
平成16年4月～平成17年8月

秋田県警察職員募金 秋田県遊技業協同組合  
表千家同門会秋田県支部 新井英一ファンの会  
秋田ステーションビルアルス 増田地区交通安全  
安全管理者協会 増田地区事業主交通安全推進協会  
みちのくキャンティーン 赤羽絢子 天野チエ  
三浦芳子 小林三夫 小松友子 石山勝 沢口  
秋子 澤田良之助 寺永守男 齋藤律子 那波  
百合子 匿名 (敬称略 五十音順)



平成16年11月2日(火)ロイヤルセンチュリーゴルフ倶楽部(仙北郡協和町)において、秋田県遊技業協同組合主催の秋遊協・遊技関連業者チャリティ親睦ゴルフ大会のチャリティ募金を当支援センターの活動へ役立ててくださいと30万円贈呈いただきました。後日感謝状を贈呈させていただきました。



平成17年4月28日(木)横手警察署において、増田地区安管協会及び増田地区事業主安全運転推進協会の地区協会統廃合に伴う、余剰金のご寄付302,579円を贈呈していただきました。

☆賛助会員の皆様へ  
ご協力ありがとうございます。

### (社)秋田被害者支援センターの 活動を支える賛助会員募集!!

私たちの活動は、賛助会費で支えられています。支援員は、ボランティアですが、広報啓発活動や直接的支援活動・事務局の運営などに経費を必要とします。また、犯罪被害者等早期援助団体に指定されたのを機会として、性犯罪被害者に対する検査費用や治療費等の一部補助を実施しております。当支援センターの活動を資金で支えてくださる賛助会員を募集しております。ご協力をお願いいたします。会員の方には、センター日より、講演会、フォーラム等のご案内を差し上げます。

#### ◆ 賛助会員

個人	1口	1,000円
法人又は団体	1口	5,000円

一口以上何口でもお願いいたします。

社団法人秋田被害者支援センター

理事長 佐藤 怜

秋田銀行 本店 普通 No476400

北都銀行 本店 普通 No0953069

郵便振替 02220-6-80225

#### 編集後記

昨年12月犯罪被害者基本法が成立し、今年に入り国レベルで犯罪被害者支援基本計画が検討される中、当支援センターも秋田県公安委員会から、犯罪被害者等早期援助団体に指定されました。被害者の方へ早期に確実に適切なサービスを提供するためには、マンパワーの確保と安定した経済基盤が必要です。活動にご理解をいただき一人でも多くの方々に支えていただきたいと思います。

秋田県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
社団法人秋田被害者支援センター

電話相談 018-832-8010

月曜日～金曜日 (土日祝日、年末年始を除く)

一人で悩まないで、まずはお電話をおかけください。